

# 平成30年4月分(6月受け取り分)からの年金額

平成30年度の年金額は、法律の規定により、平成29年度から据え置きとなります。ただし、直近(平成27年度以降)の厚生年金被保険者期間を含めて平成29年度の年金額が算出されていた方は、改定が行われる場合があります。

年金額に改定のない方	年金額に改定のある方
支給日の前に <b>振込通知書</b> のみ送付されます。	支給日の前に <b>統合通知書(年金振込通知書・年金額改定通知書)</b> が送付されます。

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616

## 障害基礎年金所得状況届の送付

- 必要事項をご記入の上、提出期限内に市民課年金係に提出してください。
- 提出漏れがあると、年金が一時停止となる場合がありますのでご注意ください。
- 郵送で提出される場合は切手(62円)を貼付してください。
- 個人情報保護のための目隠しシールを同封していますので、氏名や住所を記載した面に目隠しシールを貼って提出してください。

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616

## 20歳以上の学生さんへ「学生納付特例」

20歳になり国民年金への強制加入となった学生の方については、在学期間中の国民年金保険料を猶予してもらうための「学生納付特例」の申請が可能です(一部対象とならない学校があります)。申請の際は学生証(裏面も含む)のコピーや在学証明書原本が必要です。本人が申請に来られない場合でも、世帯主からの届出であれば受付できます。それ以外の方が手続きする場合は一度お問い合わせください。

卒業予定年度分までは、原則継続的に審査を受けて免除をされるかたちになりますが、毎年4月に、本人の住所登録地へ送付されるハガキ(学生特例申請の継続意思確認のためのハガキ)に必要事項を記入して返送しなければなりません。送らずそのままにしていると免除の適用が切れることがあります。また、途中で学校

が変わった場合や、当初の卒業予定から後に卒業することになった場合は改めて申請をする必要があります。

学校を卒業した後も国民年金加入者で、年金保険料の納付が難しいという場合は卒業後から一般免除申請が可能です。手続きについては年金係へお問い合わせください。

※本人の前年所得(1月から6月までの申請の場合は前前年の所得)が一定以上あると承認されない場合もあります。ご了承ください。

※学生納付特例申請の審査結果をお待ちいただく期間中でも納付義務はあるため、納付書が発行されて被保険者本人宛に送付されます。破棄はせず、審査の結果通知が届くまで保管してください。

問 幡多年金事務所 ☎ 0880-34-1616

## 日本年金機構幡多年金事務所による 年金相談

問 市民課年金係 ☎ 63-1112

- 日時** 6月19日(火) 10時～12時、13時～15時
- 場所** 宿毛市役所 **受付** 市民課年金係
- 受付時間** 8時30分～
- 予約** 相談には**予約が必要**です。

- 必要なもの**
    - 年金手帳や年金証書
    - 年金の手続きであれば送られてきた書類一式
    - 認め印 ● 本人確認ができるもの
  - 代理人の場合**
    - 委任状
- ※詳細については、予約の際にお尋ねください。

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
6	24(日)	市役所税務課	9:00～17:00
※お昼休みも納付できます。			
夜間市税納付窓口開設日			
月	日	場所	開設時間
6	14(木)	市役所税務課	17:15～19:00
	28(木)		

### 納期限

市県民税 1期

7 / 2 (月)

---

**高知けいば**  
パルス宿毛

<HP> <http://www.keiba.or.jp>  
<i-mode> <http://www.keiba.or.jp/i/>

**6月** 2・3・9・10・16・17・23  
24・30

**7月** 1・7・8・15・16・21・22  
28・29